

山形県被災建築物応急危険度判定体制について

○ 山形県被災建築物応急危険度判定士認定

- ・ 判定士認定後、**5年毎に更新認定**が必要です。
(更新時期が近づきましたらご案内します。更新時講習会受講義務はありません)
- ・ 登録内容に変更がある場合、変更届の提出が必要です。
- ・ 認定申請・更新・変更届等の**手続窓口は総合支庁建築課**です。
- ・ 地震発生後、判定が必要となった際は、**メールによる参加要請**を予定しています。
認定申請にはメールアドレスのご記入をお願いします。
- ・ 円滑に判定業務を行うため、県、市町村及び建築関係団体での**情報共有**が必要です
登録内容の提供について同意をお願いします。

○ 山形県建築士会及び山形県建築協会と協定締結

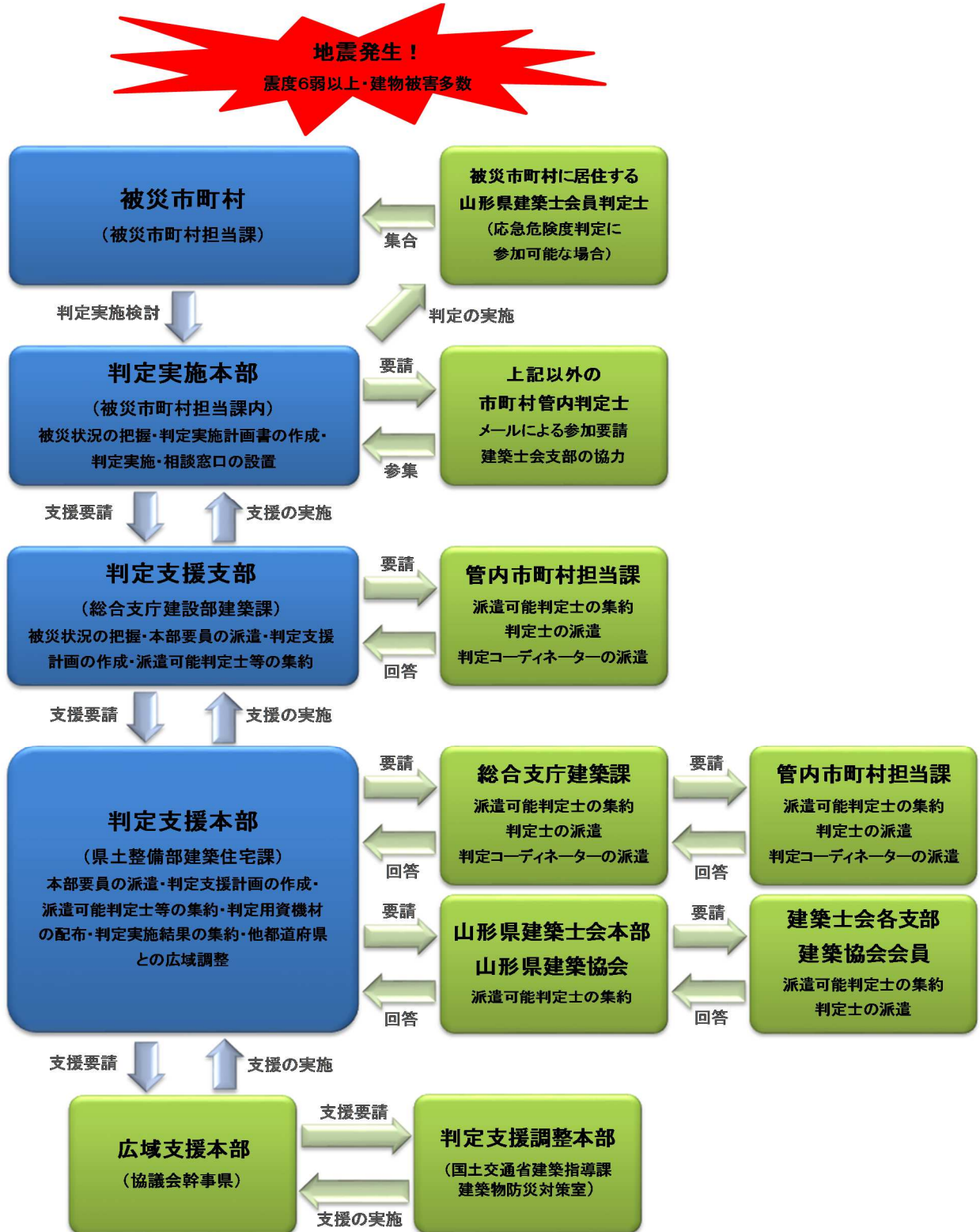
- ・ 県と山形県建築士会及び山形県建築協会は、判定を円滑に行うため、被災建築物応急危険度判定業務に関する協定を締結しています。また、市町村と山形県建築士会各支部も協定締結を進めています。

○ 応急危険度判定の実施体制

- ・ 山形県の応急危険度判定の実施体制は、次のページのとおりです。

■ 応急危険度判定の実施体制

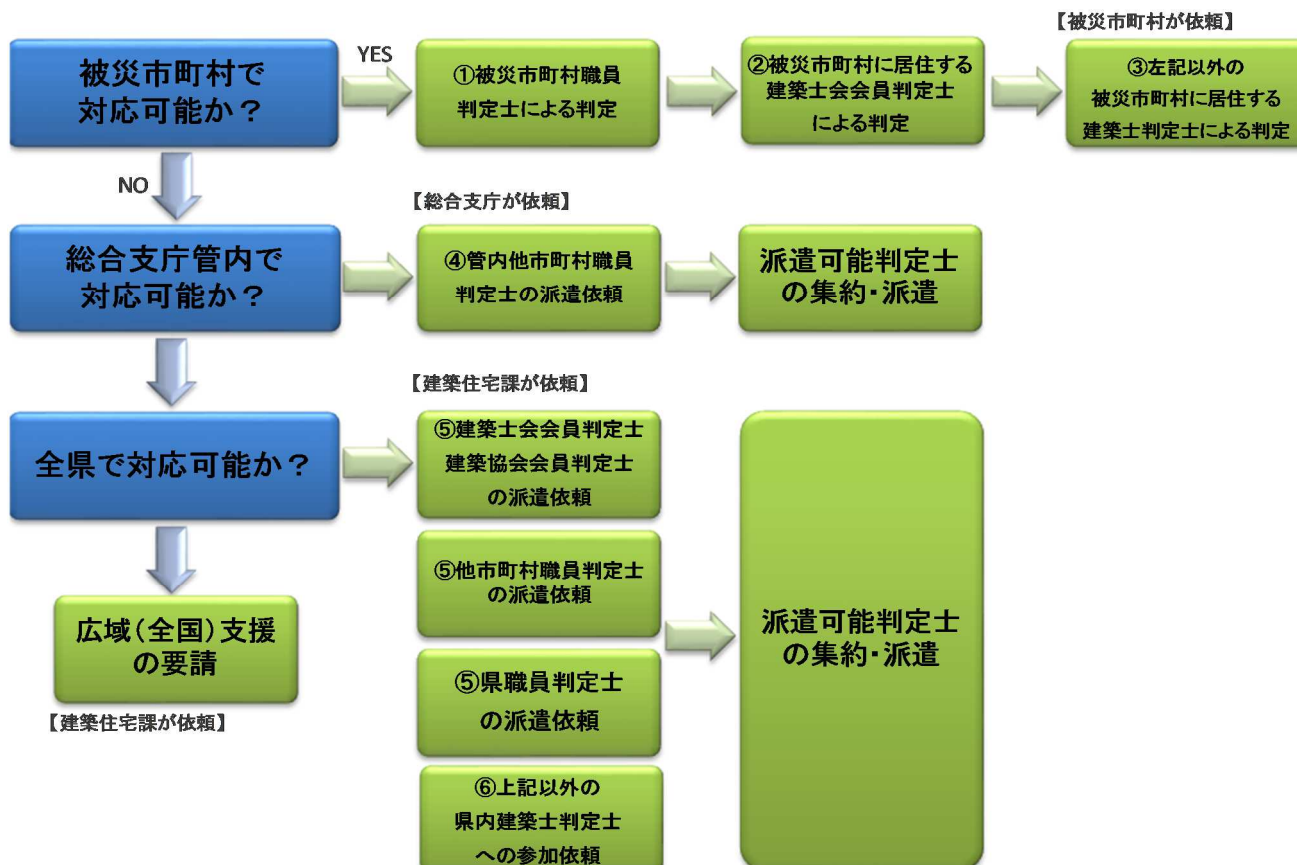
応急危険度判定士への連絡は、以下の流れで行われます。



■ 支援要請の流れ

判定業務は、被災規模により派遣依頼の範囲を広げていくことになります。

(被災市町村→管内市町村→全県→全国)



■ 参集順位

参加要請は、①～⑦の順位で行います。

建築士会又は建築協会に属する会員判定士への要請は、協定に基づき、建築士会又は建築協会を通して行います。

- ① 被災市町村職員判定士
- ② 被災市町村に居住する建築士会に属する会員判定士
- ③ ②以外の被災市町村に居住する建築士判定士
- ④ 被災市町村を所管する総合支庁管内の市町村及び県職員判定士
- ⑤ ②及び③以外の建築士会に属する会員判定士、建築協会に属する会員判定士、
④以外の市町村及び県職員判定士
- ⑥ ⑤以外の県内建築士判定士
- ⑦ 県外判定士